

四半期報告書

(第144期第3四半期)

自 平成21年10月1日
至 平成21年12月31日

Ｔ Ｏ Ｔ Ｏ 株式会社

(E01138)

目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	1
3. 関係会社の状況	1
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	2
1. 生産、受注及び販売の状況	2
2. 事業等のリスク	2
3. 経営上の重要な契約等	2
4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1. 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	13
(6) 議決権の状況	13
2. 株価の推移	14
3. 役員等の状況	14
第5 経理の状況	14
1. 四半期連結財務諸表	15
(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2. その他	26
第二部 提出会社の保証会社等の情報	26

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【四半期会計期間】	第144期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	TOTO株式会社
【英訳名】	TOTO LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 張本 邦雄
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号
【電話番号】	北九州 093 (951) 2105
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 本多 一秀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目1番28号（TOTOビル） TOTO株式会社 東京コーポレート部
【電話番号】	東京 03 (3595) 9701
【事務連絡者氏名】	東京コーポレート部長 成清 雄一
【縦覧に供する場所】	TOTO株式会社東京支社※ （東京都港区虎ノ門一丁目1番28号（TOTOビル）） TOTO株式会社関西支社※ （大阪府中央区久太郎町三丁目6番8号（御堂筋ダイワビル）） TOTO株式会社名古屋支社 （名古屋市中区栄二丁目3番1号（名古屋広小路ビルヂング）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

（注） ※は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第3四半期 連結累計期間	第144期 第3四半期 連結累計期間	第143期 第3四半期 連結会計期間	第144期 第3四半期 連結会計期間	第143期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高（百万円）	360,427	312,000	126,523	107,327	464,505
経常利益（百万円）	7,527	4,277	3,527	5,783	5,936
四半期純利益又は四半期 （当期）純損失（△）（百万円）	△10,239	△619	△5,549	3,986	△26,261
純資産額（百万円）	—	—	205,948	183,600	184,893
総資産額（百万円）	—	—	414,786	372,855	388,645
1株当たり純資産額（円）	—	—	579.27	516.89	520.36
1株当たり四半期純利益又は1株当 たり四半期（当期）純損失（△）（円）	△29.56	△1.79	△16.02	11.51	△75.80
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益（円）	—	—	—	11.49	—
自己資本比率（％）	—	—	48.4	48.0	46.4
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	13,273	19,178	—	—	23,403
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△11,797	△10,901	—	—	△18,629
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△7,130	△9,289	—	—	△2,215
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	37,284	42,664	43,865
従業員数（人）	—	—	23,789	23,344	23,935

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第143期第3四半期連結累計（会計）期間、第144期第3四半期連結累計期間及び第143期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	23,344
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	7,787
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、子会社等への出向従業員（当第3四半期866人）は除外していません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業区分ごとに示すと、次のとおりです。

事業区分の名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
建築用設備機器	103,697	△15.5
その他	1,710	△29.6
合計	105,407	△15.8

(注) 1. 金額は、売価換算値で表示しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは概ね見込生産方式を採っておりますので、受注の状況については記載を省略しました。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業区分ごとに示すと、次のとおりです。

事業区分の名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
建築用設備機器	105,454	△14.7
その他	3,730	△22.8
内部売上消去等	△1,856	—
合計	107,327	△15.2

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合
前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間において、販売実績が総販売実績の100分の10以上を占める相手先がないため、記載を省略しました。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、平成21年10月30日開催の取締役会において、当社の中津工場における衛生陶器等の製造に関する事業等を会社分割し、TOTOサニテック株式会社へ承継する吸収分割を行うことを決議し、同年11月2日に、会社分割契約を締結しました。

会社分割の概要は以下の通りです。

(1) 会社分割の目的

当社中津工場の衛生陶器製造事業、工場管理部門及び物流部門をTOTOサニテクノ株式会社へ編入することにより、人的・技術的交流を深め、TOTOサニテクノ株式会社の技術レベルを向上させ、更なる品質向上とコスト競争力強化を図ることを目的として、会社分割を行います。

(2) 会社分割の方法

当社を分割会社とし、TOTOサニテクノ株式会社を承継会社とする吸収分割。

(3) 会社分割の期日（効力発生日）

平成22年4月1日（当事者間の合意により変更可能）

(4) 分割に際して発行する株式及び割当

分割に際し、承継会社が発行する普通株式205万株の全てを当社に割当て交付する。

(5) 割当株式数の算定根拠

承継会社であるTOTOサニテクノ株式会社は、当社の連結子会社であるため、両者間で協議の上割当てる株式数を決定いたしました。

(6) 分割する資産・負債の状況

資産	金額（百万円）
流動資産	1,768
固定資産	3,549
合計	5,318

(7) 吸収分割承継会社の概要

商号 TOTOサニテクノ株式会社
事業の内容 各種建築用設備機器の製造、販売
本社所在地 愛知県常滑市
資本金 100百万円

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

①当第3四半期連結会計期間の状況

当第3四半期（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）におけるわが国の経済は、足元ではアジア向けを中心とした輸出や生産に持ち直しの動きが見られ、企業収益の大幅な減少に多少の底打ち感はあるものの、雇用・所得環境の悪化傾向が続くなど、景気は依然として厳しい状況で推移しました。

国内住宅設備業界につきましては、住宅ローン減税の拡大など景気対策の効果が期待されましたが、雇用情勢が改善されない影響などにより、個人消費の自律回復力が弱く、新設住宅着工戸数は前年を大きく下回り、増改築需要も依然として低迷を続けるなど、きわめて厳しい事業環境となりました。

このような事業環境の中、当社グループは、平成21年7月に発表した長期ビジョン「TOTO Vプラン 2017」に基づき「真のグローバル企業」を目指して、国内では全国ショールームに加え工場やアフターサービスの現場などあらゆるお客様との接点を活用した「全社一丸りモデル創出活動」を推進するとともに、事業再編による抜本的なコスト構造改革に取り組みました。また、海外では、中国、米国、欧州およびアジア・オセアニア地域での事業基盤強化を推進しました。

これらの結果、当第3四半期の業績は、売上高に関しては1,073億2千7百万円（前年同四半期比15.2%減）となりました。一方、利益面では、生産体制見直しによる在庫削減やコスト低減活動および業務の効率化による経費削減を強力に推進するとともに、一時帰休や役員報酬、管理職給与の減額などの継続的な取り組みが奏功し、営業利益は53億3千万円（前年同四半期比17.1%増）、経常利益は57億8千3百万円（前年同四半期比64.0%増）となりました。四半期純利益は、事業再編費用5億4千5百万円等を特別損失として計上したものの、39億8千6百万円（前年同四半期は四半期純損失5億4千9百万円）となりました。

総資産は、前連結会計年度末に比べ、157億9千万円減少いたしました。主な内容は、受取手形及び売掛金の

減少43億5千9百万円、商品及び製品の減少67億5千万円であります。

また、負債は、前連結会計年度末に比べ、144億9千6百万円減少いたしました。主な内容は、支払手形及び買掛金の減少55億1百万円、短期借入金の減少101億5千万円であります。

②事業区分別の業績

a. 建築用設備機器

<レストルーム商品>

レストルーム商品では、世界初の洗浄技術「ハイブリッドエコロジーシステム」をさらに進化させ、国内最少の4.8L洗浄を可能にしたウォシュレット一体形高級便器のタンクレストイレ、新「ネオレストハイブリッドシリーズ」（平成21年8月発売）が、特に「節水」「デザイン」「お掃除のしやすさ」に高い評価をいただき、順調に売上を伸ばしています。また、世界初のタンクレストイレとして平成5年に発売を開始したこのウォシュレット一体形高級便器「ネオレスト」は、財団法人日本産業デザイン振興会が主催する2009年度グッドデザイン賞において、長く支持され愛用されているデザインを評価する「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞」を受賞しました。

その他の商品では、便座を使用しない時の無駄な放熱を抑え、大幅な省エネを実現した温水洗浄便座「アブリコット」（平成21年2月発売）を含め、より快適で地球環境にやさしいトイレ空間を積極的に提案し、リモデル需要の掘り起こしを推進しましたが、新築売上の減少に加え、リモデル売上也低迷が続いたことにより、レストルーム商品の売上高は前年同四半期比14.4%減の465億4千9百万円となりました。

<バス・キッチン・洗面商品>

戸建住宅向けシステムバスルームでは、オンリーワン技術であるソフトカラリ床を標準搭載した最高級ブランド「スプリノ」と、基本性能を充実させた新シリーズ「サザナ」にサイズバリエーション・オプション類を拡充し、積極的な商品価値訴求・提案活動を展開しました。

また、平成21年2月に発売しましたマンションリモデル向けリモデルバスルーム「スプリノWAシリーズ」「もっとひろがるWBシリーズ」はリモデル需要が低調な中で、堅調に推移しております。

システムキッチンでは、卓越したデザイン性と豊富な品揃えを誇る高級システムキッチン「キュージア」を核に、機能性と清掃性を追求した「レガセス」、お求めやすさを追求した「スタイルF」など、多様化するお客様のライフスタイルに合わせた商品力強化を図り、全国のショールームを基点とした提案力強化によるリモデル需要獲得に取り組みました。

洗面空間では、収納性と清掃性に配慮した洗面化粧台「オクターブ」（平成21年2月発売）が、市場から非常に高い評価をいただき、発売以来順調に売上を伸ばしています。

このような商品を中心として販売促進活動を展開しましたが、住宅着工戸数の低迷による新築関連売上の減少を挽回するまでにはいたらず、バス・キッチン・洗面商品の売上高は前年同四半期比16.3%減の530億9千万円となりました。

<その他商品>

福祉機器商品が堅調に推移したものの、売上高は前年同四半期比0.4%減の58億1千5百万円となりました。

これらの結果、建築用設備機器の売上高は前年同四半期比14.7%減の1,054億5千4百万円となりました。

b. その他

静電チャック、光フェール、大型精密セラミック部品などのニューセラミック製品が低迷したことにより、売上高は前年同四半期比22.8%減の37億3千万円となりました。

③所在地別セグメントの業績

a. 日本

TOTOグループで働くすべての人々がリモデルの価値を理解し、自社が保有する商品・サービスの魅力を一人ひとりが語れる企業風土を目指して「全社一丸リモデル創出活動」に注力しています。

販売面では、全国のショールームおよび地域に密着した増改築店のネットワークである「TOTOリモデルクラブ店」を通じ、快適で地球にもやさしい水まわり空間を積極的に提案しました。また、平成21年6月からスタートした工場主催の「工場リモデルフェア」を、平成21年12月までにグループ内全ての工場で開催し、商品展示に加え工場見学や各種イベントを通じて、多くのお客様に技術力の高さとリモデルの良さを提案しました。

生産面では、景気後退の影響による大幅な需要減少に対応するため、生産革新活動を通じて在庫削減や生産性の向上を図るとともに、グループを挙げてコスト低減活動を強力に推進し、当期の利益改善につながりました。

また、将来に向けて事業基盤の強化を図るため、既に推進している生活用品事業からの撤退や国内水栓金具生産ラインの集約に加え、新たに中津工場衛陶製造部門の分社化を決定するなど、引き続き事業再編によるコスト構造改革に取り組んでいます。

このような活動を展開しましたが、市場の低迷を挽回するまでには至らず、売上高は前年同四半期比13.2%減の973億4千6百万円となりました。

b. 北中米

市況低迷の影響を受けながらも環境意識の高まりを追い風として、マーケットからの評価の高い4.8L便器など、TOTOの高い技術力を活かしたエコ商品を中心に拡販活動を展開しています。

また、販売低迷により競合他社から離反するホールセラー（卸売業者）にアプローチし、受注獲得に成功しています。

さらに、ウォシュレット一体形便器の最高機種「ネオレスト」や、バスルーム空間全体を提案するスイート商品等の高付加価値商品の販売にも力を入れ、著名ホテル・住宅物件等における受注活動も積極的に実施しました。

このような活動を展開しましたが、市場低迷が続いたことに加え円高の影響もあり、売上高は前年同四半期比40.4%減の42億6千1百万円となりました。

c. 中国

北京オリンピック後には市場の成長スピードも減速傾向に転じましたが、景気刺激策の効果もあり、市況は金融危機を完全に乗り越えたと言えるほど堅調に推移しています。

販売面では、平成21年2月に新設した成都ショールームを中心に、需要が好調な内陸部での拡販活動を強化するとともに、平成21年4月に上海ショールーム内にオープンしたテクニカルセンターなどでの高機能商品の実演や各種イベントを通じて、高級ブランドイメージの更なる向上を図りました。

生産面では、中国国内の衛生陶器の重要増に備える為、平成23年稼働を目指して華東工場（上海）の増設を進めるなど、積極的に生産・供給体制の強化を図っています。

さらに、環境配慮への取り組みを謳ったTVコマーシャルを放映するとともに、「東陶水環境基金」を通じた社会貢献活動等にも積極的に取り組み、環境保護意識の高い企業姿勢を発信しています。

このような活動を展開しましたが、売上高は前年同四半期比22.1%減の83億9百万円となりました。

d. その他

欧州では、平成21年3月にドイツのフランクフルトで開催された、衛生・厨房・空調をテーマとした世界最大の展示会「ISH (International Sanitary and Heating)」への出展を皮切りに事業展開を本格的にスタートさせ、主にドイツ、フランス、イギリスを軸とした販売網の整備を進めるとともに、ウォシュレットをはじめ、環境にもやさしい独自の洗浄技術・節水技術を搭載したデザイン性の高い商品を中心に、日本発の新しい生活文化を積極的に提案しています。

アジア・オセアニア地域については、中東・インド・欧州等の新市場での需要増加を見据え、タイに衛生陶器の製造会社「TOTO Manufacturing(Thailand)Co.,Ltd.」を平成21年11月に設立し、平成24年の稼働を目指して準備を進めるなど基盤整備を着実に推進しています。

重点市場である、インド・中東・ベトナムについては、著名物件へのアプローチや高付加価値商品を核とした販売活動に積極的に取り組んでいます。

このような活動を展開しましたが、売上高は前年同四半期比23.9%減の38億5千万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第2四半期連結会計期間末の459億3百万円に比べ、32億3千9百万円減少し、426億6千4百万円（対前年同四半期+53億8千万円）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において営業活動による資金の増加は、76億2千4百万円（対前年同四半期+53億9百万円）となりました。

これは、減価償却費51億7千1百万円、仕入債務の増加額12億9千2百万円等による資金の増加によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において投資活動による資金の減少は、39億3千7百万円（対前年同四半期+12億3百万円）となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出25億2千7百万円等による資金の減少によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において財務活動による資金の減少は、62億6千4百万円(対前年同四半期△37億3千万円)となりました。

これは、短期借入金の純減少額144億1千8百万円、配当金の支払額17億3千2百万円等による資金の減少と、コマーシャル・ペーパーの発行による収入100億円による資金の増加によります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

[株式会社の支配に関する基本方針について]

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、会社の支配に関する基本方針について次のとおり決議いたしております。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業特性、ならびに国内外の顧客・社員・取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等、企業価値の源泉を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者であることが必要と考えております。

当社は、大正6年に創業以来、水まわりを中心とした生活文化の向上に寄与すべく、トイレ・洗面・浴室・キッチン空間事業、および精密・大型セラミック事業等を展開してまいりました。今後も国内外市場において水まわり文化の創造を牽引していくため、たゆまぬ研究・開発とお客様との生涯にわたるきずなづくりを大切に、中長期的視点に基づいた企業価値の最大化を目指してまいります。

また、当社は、当社株式の自由な売買を認めることは上場会社として当然のことであり、特定の者またはグループ(以下、「大量買付者」といいます)が当社の大量の株式を買付ける行為(以下、「大量買付行為」といいます)に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は、当社株式を保有する株主の皆様にご委ねされるべきものと考えております。

しかしながら、当該大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な対抗措置が必要であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるため、社は「愛業至誠：良品と均質 奉仕と信用 協力と発展」とTOTOグループ企業理念「私たちTOTOグループは、水まわりを中心とした豊かで快適な生活文化を創造し、お客様の期待以上の満足を追求し続けることで社会の発展に貢献します。」に基づき、広く社会や地球環境にとって有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しております。

平成21年7月からは、創立100周年を迎える2017年に向け、国内住設事業・海外事業および新領域事業の3事業を柱とする長期ビジョン「TOTO Vプラン 2017」を策定し、「真のグローバル企業」を目指してグループを挙げて取り組みを開始しております。今後はこの長期ビジョン実現に向け、人財育成、財務体質強化、コスト構造改革などの基盤強化に従来以上に取り組むとともに、効率的なグループ経営、意思決定のプロセス見直しなどコーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。また、地球に存在を許される企業として、生産・物流・販売活動におけるグローバルなCO2削減などの環境貢献も積極的に推進いたします。

また、当社は経営の客観性を高めることを目的に、当社とは独立した社外取締役を3名招聘するとともに、株主の皆様に対する責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。さらに、取締役会の職務執行を監査する監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、取締役会をはじめとする主要会議への出席、代表取締役との定期的な意見交換等監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制を整備しております。その他、社外の有識者に当社グループの経営全般に関する助言をいただく「アドバイザリー・コミッティー」や、役員報酬の決定、取締役の選任・解任についての客観性・透明性を保つために、社外の有識者と社内取締役で構成する「報酬委員会」、代表取締役で構成する「指名委員会」を設置し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するため、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます)を導入いたしました。

大量買付行為に際して、株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大量買付行為を受け入れるか否かの判断を適切

に行っていただくためには、大量買付者から提供される情報のみならず、当該行為が当社に与える影響や、大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の必要かつ十分な情報、および当該大量買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

そこで、当社取締役会は、大量買付行為が、上記の考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが必要と考え、本プランにおいて大量買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます）を定めております。

当社の大量買付ルールは、大量買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価・検討期間が経過した後に、大量買付行為が開始されるというものです。この大量買付ルールが遵守されない場合、あるいは遵守されたとしても、後記④記載の特別委員会によって真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で株式を当社および当社関係者に引き取らせることを目的としていると判断される場合や、当社株式の買付により当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に委譲させることを目的としていると判断される場合等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、対抗措置を講じることがあります。

具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、当社取締役会がその時点で最も適切と判断したものを選択することといたします。当社取締役会が具体的な対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案し、大量買付者は当該新株予約権を行使できないものとするいたします。

また、平成18年6月29日開催の第140期定時株主総会において、「買収防衛策の導入に伴う定款一部変更の件」として、本プランの実効性を高めるため、発行可能株式総数の拡大を目的とした定款変更議案をご承認いただきました。

④ 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

大量買付ルールが遵守された場合、対抗措置を講じるか否かについては、その判断の合理性、公正性、客観性を担保しなければならないと考えております。そのため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等）から選任しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続きを経ることといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間中に勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとするいたします。

本プランの継続または改廃は、毎年、定時株主総会後最初に開かれる取締役会において株主の皆様から選任された取締役によって検討し、その検討結果については速やかに開示いたします。また、関係法令等の改正・整備等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの見直しを随時行い、変更等についても、速やかに開示いたします。

こうしたことから、当社取締役会は上記③の取組みが当社の上記①の基本方針および企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、33億1千3百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
計	1,400,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	371,662,595	371,662,595	(株)東京証券取引所(市場第一部) (株)名古屋証券取引所(市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数 1,000株
計	371,662,595	371,662,595	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年2月1日から、この四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりです。

平成19年7月31日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	168(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	168,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月18日 至 平成49年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

- (注3) ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) ① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に拘わらず、新株予約権者は、以下の(i)又は(ii)に定める場合（ただし、(ii)については、新株予約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (i) 新株予約権者が平成48年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成48年8月18日から平成49年8月17日
- (ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
別途決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	162(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月19日 至 平成50年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

- (注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。
- (注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率
また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- (注3) ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) ① 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
② 上記①に拘わらず、新株予約権者は、以下の(i)又は(ii)に定める場合(ただし、(ii)については、新株予約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
(i) 新株予約権者が平成49年7月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成49年7月19日から平成50年7月18日
(ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間
③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契

約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
別途決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

平成21年6月26日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	162(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月18日 至 平成51年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) ① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 上記①に拘わらず、新株予約権者は、以下の(i)又は(ii)に定める場合（ただし、(ii)については、新株予約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

(i) 新株予約権者が平成50年7月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年7月18日から平成51年7月17日

(ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から30日間

③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

別途決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	371,662	—	35,579	—	29,101

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 25,204,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 275,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 343,530,000	343,530	—
単元未満株式	普通株式 2,653,595	—	1単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	371,662,595	—	—
総株主の議決権	—	343,530	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が12,000株含まれております。
また「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

②【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) TOTO株式会社	北九州市小倉北区 中島2-1-1	25,204,000	—	25,204,000	6.78
(相互保有株式) 石川金属工業株式 会社	北九州市小倉北区 赤坂海岸2-1	224,000	—	224,000	0.06
旭工業株式会社	愛知県瀬戸市鹿乗 町1156	51,000	—	51,000	0.01
計	—	25,479,000	—	25,479,000	6.86

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	587	560	709	695	676	651	565	528	597
最低(円)	470	484	558	585	611	553	506	445	461

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第5【経理の様況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,799	35,251
受取手形及び売掛金	68,286	72,645
有価証券	9,000	11,000
商品及び製品	26,903	33,653
仕掛品	11,774	10,264
原材料及び貯蔵品	10,356	12,004
その他	12,565	13,511
貸倒引当金	△571	△641
流動資産合計	174,115	187,689
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 52,909	※1 55,186
土地	39,414	39,533
その他（純額）	※1 34,628	※1 38,447
有形固定資産合計	126,953	133,168
無形固定資産		
のれん	452	557
その他	12,540	12,761
無形固定資産合計	12,993	13,319
投資その他の資産		
投資有価証券	32,654	28,787
その他	27,473	26,327
貸倒引当金	△1,334	△646
投資その他の資産合計	58,792	54,468
固定資産合計	198,739	200,955
資産合計	372,855	388,645

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	46,283	51,784
短期借入金	39,688	49,838
未払法人税等	1,185	1,782
製品点検補修引当金	275	1,089
事業再編引当金	719	—
その他	50,065	42,293
流動負債合計	138,218	146,789
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	39	5,051
退職給付引当金	39,323	40,369
その他	1,673	1,541
固定負債合計	51,036	56,962
負債合計	189,255	203,751
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,579	35,579
資本剰余金	29,504	29,504
利益剰余金	140,238	144,322
自己株式	△14,475	△14,456
株主資本合計	190,846	194,950
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,395	△5,006
繰延ヘッジ損益	20	—
為替換算調整勘定	△9,446	△9,701
評価・換算差額等合計	△11,822	△14,707
新株予約権	300	221
少数株主持分	4,275	4,429
純資産合計	183,600	184,893
負債純資産合計	372,855	388,645

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	360,427	312,000
売上原価	240,149	203,566
売上総利益	120,278	108,434
販売費及び一般管理費	※ 111,830	※ 104,686
営業利益	8,447	3,747
営業外収益		
受取利息	563	346
受取配当金	592	462
持分法による投資利益	801	956
その他	965	1,062
営業外収益合計	2,922	2,828
営業外費用		
支払利息	738	571
売上割引	946	670
為替差損	989	414
その他	1,168	641
営業外費用合計	3,842	2,298
経常利益	7,527	4,277
特別利益		
土地等売却益	1,524	42
投資有価証券売却益	21	197
特別利益合計	1,546	240
特別損失		
土地等売却損	0	—
投資有価証券売却損	—	5
有価証券評価損	66	325
会員権評価損	16	108
たな卸資産評価損	4,586	—
減損損失	924	13
事業再編費用	—	1,328
製品点検補修損失	2,090	—
特別損失合計	7,684	1,781
税金等調整前四半期純利益	1,389	2,736
法人税、住民税及び事業税	2,881	2,431
法人税等調整額	8,099	438
法人税等合計	10,980	2,870
少数株主利益	647	486
四半期純損失(△)	△10,239	△619

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	126,523	107,327
売上原価	84,847	68,119
売上総利益	41,675	39,208
販売費及び一般管理費	※ 37,123	※ 33,877
営業利益	4,551	5,330
営業外収益		
受取利息	184	106
受取配当金	186	137
持分法による投資利益	218	247
その他	256	504
営業外収益合計	847	995
営業外費用		
支払利息	236	164
売上割引	365	231
為替差損	960	—
その他	309	146
営業外費用合計	1,871	542
経常利益	3,527	5,783
特別利益		
土地等売却益	1,007	10
投資有価証券売却益	0	197
有価証券評価損戻入額	1,672	—
特別利益合計	2,679	207
特別損失		
土地等売却損	0	—
投資有価証券売却損	—	2
有価証券評価損	—	230
会員権評価損	9	2
減損損失	421	—
事業再編費用	—	545
特別損失合計	431	780
税金等調整前四半期純利益	5,775	5,211
法人税、住民税及び事業税	936	732
法人税等調整額	10,161	257
法人税等合計	11,098	990
少数株主利益	226	233
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△5,549	3,986

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,389	2,736
減価償却費	16,726	15,670
減損損失	924	13
有価証券評価損益 (△は益)	66	325
会員権評価損	16	108
たな卸資産評価損	4,586	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	52	619
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△68	—
製品点検補修引当金の増減額 (△は減少)	416	△814
事業再編引当金の増減額 (△は減少)	—	719
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,271	△1,049
受取利息及び受取配当金	△1,155	△808
支払利息	738	571
投資有価証券売却損益 (△は益)	△21	△192
土地売却損益 (△は益)	△1,523	△42
固定資産除却損	472	362
売上債権の増減額 (△は増加)	5,903	3,195
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,810	6,910
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,471	△5,494
その他	△5,528	△963
小計	15,441	21,868
利息及び配当金の受取額	1,850	995
利息の支払額	△719	△606
法人税等の支払額	△3,299	△3,078
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,273	19,178
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,105	△2,490
定期預金の払戻による収入	61	2,760
短期貸付金の増減額 (△は増加)	4	△218
有形固定資産の取得による支出	△11,997	△7,688
有形固定資産の売却による収入	5,525	185
無形固定資産の取得による支出	△3,081	△2,929
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△1,812	△1,220
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	30	623
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	385	—
長期貸付けによる支出	△14	△14
長期貸付金の回収による収入	79	62
その他	129	28
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,797	△10,901

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	7,968	△15,105
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	35,000	15,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△45,000	△5,000
長期借入金の返済による支出	△116	△15
配当金の支払額	△4,158	△3,464
自己株式の取得による支出	△360	△25
その他	△464	△678
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,130	△9,289
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,239	△188
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,892	△1,201
現金及び現金同等物の期首残高	43,674	43,865
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	502	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 37,284	※ 42,664

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 これによる売上高及び損益に与える影響は軽微です。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しています。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しています。
4. 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上しています。
5. 法人税等並びに繰延税金資産及び負債の算定方法	<p>法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目等を重要なものに限定しています。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、一時差異の発生状況等について前連結会計年度末から著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングを利用しています。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(デリバティブ取引)	第1四半期連結会計期間より、原材料の価格変動リスクを管理することを目的として、デリバティブ取引(商品スワップ取引)を利用しており、ヘッジ会計(ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理)を行っています。
(事業再編引当金)	第1四半期連結会計期間において、生活用品事業から撤退することを決定したこと等に伴い、事業の再編・整理等に係る損失に備えるため、当該見込額を事業再編引当金として計上しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、276,873百万円 であります。</p> <p>2 偶発債務 銀行借入金に対する保証債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">P. T. SURYA TOTO INDONESIA</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱テラ</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">105百万円</td> </tr> </table>	P. T. SURYA TOTO INDONESIA	55百万円	㈱テラ	50百万円	計	105百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、273,743百万円 であります。</p> <p>2 偶発債務 銀行借入金に対する保証債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">P. T. SURYA TOTO INDONESIA</td> <td style="text-align: right;">650百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱テラ</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td>財形住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員単元持株ローン</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">700百万円</td> </tr> </table>	P. T. SURYA TOTO INDONESIA	650百万円	㈱テラ	50百万円	財形住宅ローン	0百万円	従業員単元持株ローン	0百万円	計	700百万円
P. T. SURYA TOTO INDONESIA	55百万円																
㈱テラ	50百万円																
計	105百万円																
P. T. SURYA TOTO INDONESIA	650百万円																
㈱テラ	50百万円																
財形住宅ローン	0百万円																
従業員単元持株ローン	0百万円																
計	700百万円																

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)																
<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">発送費及び配達費</td> <td style="text-align: right;">13,308百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与及び手当金</td> <td style="text-align: right;">35,657</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,185</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">153</td> </tr> </table>	発送費及び配達費	13,308百万円	給料・賞与及び手当金	35,657	退職給付費用	2,185	貸倒引当金繰入額	153	<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">発送費及び配達費</td> <td style="text-align: right;">11,401百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与及び手当金</td> <td style="text-align: right;">34,172</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">3,134</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">796</td> </tr> </table>	発送費及び配達費	11,401百万円	給料・賞与及び手当金	34,172	退職給付費用	3,134	貸倒引当金繰入額	796
発送費及び配達費	13,308百万円																
給料・賞与及び手当金	35,657																
退職給付費用	2,185																
貸倒引当金繰入額	153																
発送費及び配達費	11,401百万円																
給料・賞与及び手当金	34,172																
退職給付費用	3,134																
貸倒引当金繰入額	796																

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)																
<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">発送費及び配達費</td> <td style="text-align: right;">4,616百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与及び手当金</td> <td style="text-align: right;">11,906</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">710</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">61</td> </tr> </table>	発送費及び配達費	4,616百万円	給料・賞与及び手当金	11,906	退職給付費用	710	貸倒引当金繰入額	61	<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">発送費及び配達費</td> <td style="text-align: right;">3,894百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与及び手当金</td> <td style="text-align: right;">11,288</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,033</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">616</td> </tr> </table>	発送費及び配達費	3,894百万円	給料・賞与及び手当金	11,288	退職給付費用	1,033	貸倒引当金繰入額	616
発送費及び配達費	4,616百万円																
給料・賞与及び手当金	11,906																
退職給付費用	710																
貸倒引当金繰入額	61																
発送費及び配達費	3,894百万円																
給料・賞与及び手当金	11,288																
退職給付費用	1,033																
貸倒引当金繰入額	616																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)																
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">31,900</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△1,115</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)</td> <td style="text-align: right;">6,500</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37,284</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	31,900	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,115	取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)	6,500	現金及び現金同等物	37,284	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">35,799</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△2,135</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)</td> <td style="text-align: right;">9,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42,664</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	35,799	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,135	取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)	9,000	現金及び現金同等物	42,664
現金及び預金勘定	31,900																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,115																
取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)	6,500																
現金及び現金同等物	37,284																
現金及び預金勘定	35,799																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,135																
取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)	9,000																
現金及び現金同等物	42,664																

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 371,662千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 25,312千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 300百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月20日 取締役会	普通株式	1,732	5.0	平成21年3月31日	平成21年6月5日	利益剰余金
平成21年10月30日 取締役会	普通株式	1,732	5.0	平成21年9月30日	平成21年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

建築用設備機器事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	112,155	7,145	10,667	5,057	135,025	(8,502)	126,523
営業利益	4,499	763	2,167	375	7,805	(3,253)	4,551

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	97,346	4,261	8,309	3,850	113,768	(6,440)	107,327
営業利益又は営業損失(△)	6,033	307	2,029	△98	8,271	(2,941)	5,330

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	320,211	21,638	28,981	16,168	386,999	(26,571)	360,427
営業利益	10,531	1,787	5,175	857	18,352	(9,904)	8,447

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	280,144	14,390	23,421	13,323	331,280	(19,279)	312,000
営業利益又は営業損失(△)	8,318	669	4,729	△235	13,481	(9,734)	3,747

(注) 1. 国又は地域は、事業活動の相互関連性により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

北中米 … 米国、メキシコ等

その他 … 台湾、マレーシア、韓国、ベトナム、シンガポール、欧州等

3. 会計方針の変更等

前第3四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が日本で906百万円減少しております。

(有形固定資産の耐用年数の変更)

追加情報に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数については、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行っております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が日本で463百万円、消去又は全社で60百万円減少しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	北中米	中国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	7,044	7,491	3,185	17,721
II 連結売上高（百万円）				126,523
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	5.6	5.9	2.5	14.0

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	北中米	中国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	4,193	6,290	2,332	12,816
II 連結売上高（百万円）				107,327
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	3.9	5.9	2.1	11.9

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	北中米	中国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	21,385	19,191	10,904	51,481
II 連結売上高（百万円）				360,427
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	5.9	5.3	3.1	14.3

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	北中米	中国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	14,302	16,870	8,281	39,453
II 連結売上高（百万円）				312,000
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	4.6	5.4	2.6	12.6

- (注) 1. 国又は地域は、事業活動の相互関連性により区分しております。
 2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 北中米 … 米国、メキシコ等
 その他 … 台湾、マレーシア、フィリピン、韓国、ベトナム、シンガポール、欧州等
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 516.89円	1株当たり純資産額 520.36円

2. 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失等

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失 29.56円	1株当たり四半期純損失 1.79円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
四半期純損失（百万円）	10,239	619
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純損失（百万円）	10,239	619
期中平均株式数（千株）	346,446	346,364
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失 16.02円	1株当たり四半期純利益 11.51円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 11.49円

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	△5,549	3,986
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (△)(百万円)	△5,549	3,986
期中平均株式数(千株)	346,338	346,354
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	491
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成21年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………1,732百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成21年12月1日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

TOTO株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 行正 晴實 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 能利生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 宏文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているTOTO株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、TOTO株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3.(1)に記載のとおり、会社は第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用しているため、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

TOTO株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 行正 晴實 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 能利生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 宏文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているTOTO株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、TOTO株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。